

令和元年度 第1回

文京区国民健康保険事業の  
運営に関する協議会

日時：令和2年3月6日（金）

午後2時～午後3時8分

場所：文京シビックセンター

区議会第2委員会室

文京区福祉部国保年金課

## 1 開会

○木幡福祉部長

お待たせいたしました。

それでは、ただいまより、令和元年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。

私は、本協議会の事務局を担当しております、福祉部長の木幡でございます。

当協議会の進行は、本来ですと会長が行うこととなっておりますが、今年度、新たな公益代表委員等の就任の関係から、会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、議題に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、あらかじめお送りし、本日ご持参をお願いしておりますが、お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局にお声掛けください。

よろしいでしょうか。

本日の資料は、それぞれの資料の右の上のところに記載している資料1から資料7と、協議会委員名簿になっております。

また、資料に加えまして、本日席上に配付させていただいておりますが、本日の会議次第、諮問文案、国保財政健全化計画書、文京区国民健康保険条例等の関係規定を抜粋した資料をお配りしております。

次に、発言を正確に記録するため、マイクを使ってご発言をお願いいたします。ご発言の際には、初めにお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、お手元のマイクのスイッチを切っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## 2 協議会の成立報告

○木幡福祉部長

次に、本日の出席状況についてのご報告でございます。

本日ご出席いただいている委員の人数は、19名でございます。委員定数2分の1以上のご出席と、各代表委員のご出席もいただいておりますので、本協議会規則第6条の規定によりまし

て、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、欠席の浅沼委員、熊澤委員、内海委員、笠原委員、森田委員からは、事前にご連絡のほういただいております。それから、山道委員が、3時過ぎのところでも所用があるということで退席されるという報告を受けております。

### 3 委員委嘱状の交付

○木幡福祉部長

それでは、お手元の会議次第に従いまして、区長の成澤より8名の皆様に委嘱状を交付させていただきます。

区長、よろしく願いいたします。

私のほうからお名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、自席でご起立いただきまして、委嘱状をお取りいただければと存じますので、よろしく願いいたします。

沢田委員からでございます。

沢田けいじ様。

○成澤区長

委嘱状。沢田けいじ様。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱します。

令和元年8月27日付。文京区長、成澤廣修。

よろしく願いいたします。

○木幡福祉部長

白石英行様。

○成澤区長

委嘱状。白石英行様。

以下、同文です。

よろしく願いいたします。

○木幡福祉部長

関川けさ子様。

○成澤区長

関川けさ子様。

よろしくお願ひします。

○木幡福祉部長

田中和子様。

○成澤区長

田中和子様。

よろしくお願ひいたします。

○木幡福祉部長

松平雄一郎様。

○成澤区長

松平雄一郎様。

よろしくお願ひします。

○木幡福祉部長

松丸昌史様。

○成澤区長

松丸昌史様。

よろしくお願ひします。

○木幡福祉部長

宮崎こうき様。

○成澤区長

宮崎こうき様。

よろしくお願ひします。

○木幡福祉部長

佐藤章様。

よろしくお願ひします。

○成澤区長

佐藤章様。

○木幡福祉部長

ありがとうございます。

本来でございますと、ここで委員の皆様のご紹介を申し上げるところでございますが、時間の関係上、お配りしております委員名簿をもって、ご紹介に代えさせていただければと存じま

す。

#### 4 区長挨拶

##### ○木幡福祉部長

それでは、協議会開催に当たりまして、区長の成澤よりご挨拶申し上げます。

区長、よろしく願いいたします。

##### ○成澤区長

皆様、こんにちは。区長の成澤でございます。

本日はお忙しいところ、文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から本区の国民健康保険事業並びに区政各般にわたりましてお力添えいただいておりますことにも、心から感謝を申し上げたいと存じます。

現在、新型コロナウイルス対策で様々な会合等が中止になっているところですが、本日ご協議をいただいた内容に基づき、この後議会に提案をさせていただき、年度内に可決成立いたしませんと、新年度からの国保事業に支障が出るということもあって、この会を予定どおり開催をさせていただいたところでございます。ご協力いただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、本日ご諮問を申し上げますのは、文京区国民健康保険の保険料率等の改定についてでございます。また、報告事項として、特定健診の実施状況等について、ほか1件をご審議いただくこととなっております。

現在、国の全世代型社会保障検討会議等において、若年層も含めた全ての世代が安心して暮らせる社会保障の構築に向けて、検討が進められているところでございます。少子高齢化が進む中で、持続可能な制度とするために、医療保険制度などの給付と負担の見直しが大きな課題となっておりますが、本年夏の最終報告に向けて、検討がより一層深められていくことを期待しているところです。

私といたしましても、引き続き文京区の国民健康保険事業の持続運営のために努力してまいりたいと思いますので、委員の皆様方にも一層のお力添えをお願い申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木幡福祉部長

ありがとうございました。

## 5 会長及び会長代理の選出

○木幡福祉部長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

まず、会長及び会長代理の選出でございます。

選出につきましては、協議会規則第4条の規定により、公益代表委員の中から選出していただくこととなっております。この場で公益委員代表の方からご推薦をいただき、お諮りする方法としたいと思いますが、よろしいでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木幡福祉部長

ありがとうございます。

それでは、ご推薦のほうをお願いいたします。

○田中委員

はい

○木幡福祉部長

田中委員、お願いします。

○田中委員

座ったままでよろしいでしょうか。

会長及び会長代理につきましては、会長は白石委員、会長代理は松丸委員をご推薦申し上げます。

皆様のご同意を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○木幡福祉部長

ただいま、田中委員より会長並びに会長代理の選出につきまして、ご推薦がございました。

ご推薦のとおり、会長に白石委員を、会長代理に松丸委員を選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木幡福祉部長

ありがとうございます。

それでは、会長には白石委員に、会長代理には松丸委員にご就任いただくことに決定いたします。

白石会長、会長席のほうにお移りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

## 6 会長・会長代理挨拶

### ○木幡福祉部長

それでは、会長になりました白石委員と、会長代理となりました松丸委員に、ご挨拶をお願いいたします。

白石会長、よろしく願いいたします。

### ○白石会長

皆さん、こんにちは。

このたび、私を会長ということでご推挙、またご同意いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年から国民健康保険の財政運営を都道府県単位に統一する国保制度改革が実施され、新たな枠組みの中で、保険料の算定を行ってまいりました。大きな改正となりましたが、皆様のご協力いただきながら、大きな混乱もなく、円滑に施行されてきたところでございます。

現在は、新型コロナウイルスに対し、国保の適用ということで、現場の先生方におかれましても、混乱なく区民の安全を守っていただきますようにご期待を申し上げるとともに、来年度は、新年度として3年目となって、安定的な運営、そして定着を図ることによって、将来にわたって被保険者の皆さんが安心して医療を受けられる本区であるように目指して参りたいと考えておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

引き続き、区が担う保険料の設定や保険料の徴収、保険事業等が重要になってまいります。本日は、来年度の保険料率の説明を始めとする関連する報告がございましたので、ぜひ忌憚のないご意見等をいただければと思います。

各委員におかれましては、本協議会の円滑な運営のためにご協力賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

### ○木幡福祉部長

ありがとうございました。

続きまして、松丸会長代理、ご挨拶をお願いいたします。

○松丸会長代理

このたび、会長代理にご推挙、ご同意賜りまして、ありがとうございます。

先ほど会長からのご挨拶にもありましたが、国保制度改革により、財政運営の都道府県化を図り、財政基盤の強化が行われましたが、依然厳しい財政状況や少子高齢化の進行などを考えますと、安定した社会保障や医療制度の維持、発展への道のりは、かなり険しいものと言わざるを得ません。

しかし、そのような状況にあっても、区民のために、国民健康保険を健全に運営していくことが区の使命であると、私も考えております。私自身、非常に身の引き締まる思いをしておりますが、会長を補佐し、本協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

○木幡福祉部長

ありがとうございました。

## 7 進行交代

○木幡福祉部長

それでは、ここからは、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。ご協力、ありがとうございました。

それでは、白石会長、お願いいたします。

## 8 諮問

○白石会長

それでは、協議会への諮問を受けさせていただきたいと思います。

区長、よろしく申し上げます。

○成澤区長

それでは、諮問申し上げます。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会会長殿。



文京区長、成澤廣修。

文京区国民健康保険の保険料率等の改定について（諮問）。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記の事項についてご審議の上、貴会のご意見をいただきたく、お伺い申し上げます。

1、改定内容、保険料率等について。以下省略。

2、改定理由、保険料率等について。以下省略。

3、その他。以下省略。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

（区長から隣席の会長へ諮問文を手交付）

## 9 区長退席

○白石会長

それでは、成澤区長は、所用のため、これにて退席とさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

○成澤区長

よろしく願いいたします。

（区長退席）

○白石会長

それでは、お配りしております諮問内容（案）をご覧いただきたいと存じます。

ただいま、成澤区長からの諮問文をいただきましたので、各自、（案）の文字を削除いただきますよう、お願いいたします。

## 10 諮問説明

○白石会長

それでは、諮問内容について、事務局より説明をさせていただきます。

国保年金課長。

○大武国保年金課長

それでは、資料に基づきまして、文京区国民健康保険の保険料率等の改定について、ご説明

を申し上げます。

資料が、資料1号から第6号と多くございますので、少々お時間をいただきたいと存じます。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の諮問文をご覧くださいと思います。

順にご説明申し上げます。

まず、1番、改定内容といたしましては、(1)保険料率等についてということで、保険料率につきましては、皆様にご案内のとおり、基礎賦課額として医療分と呼ばれるもの、それから、後期高齢者支援金分といわれるもの、それから、3つ目、介護納付金分といわれる、この3つのものから算定されてございます。

まず、医療分につきましては、(ア)といたしまして、所得割について、旧ただし書所得の100分の7.25から100分の7.14、つまり、7.14%に改定をする。

また、(イ)といたしまして、賦課限度額を61万円から63万円に改定する。

次に、後期高齢者支援金分についてでございますが、(ア)のとおり、所得割を100分の2.24から100分の2.29に改定をする。

(イ)といたしまして、均等割につきましては、1万2,300円から1万2,900円に改定をする。

また、(ウ)といたしまして、均等割を減額する額ですが、こちら、7割減額の場合は8,610円から9,030円に、5割減額の場合は6,150円から6,450円に、2割減額の場合は2,460円から2,580円に改定するという内容でございます。

次に、介護納付金分でございますが、(ア)として、賦課割合を所得割54対均等割46から所得割58対均等割42とする。

所得割については、100分の1.41から100分の1.69に改定をいたします。

(イ)といたしましては、賦課限度額を16万円から17万円に改定するものでございます。

また、その下の括弧のない「エ」といたしまして、ページがまたがりますが、保険料の賦課総額について、賦課総額の考え方といたしまして、制度上、保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、令和2年度につきましては、納付金分の96%を賦課総額として算定するものでございます。

2番の改定の理由でございますが、こちら、保険料率につきましては、ただいま申し上げた改定の内容について、この後資料2のところでご説明いたしますが、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準、いわゆる特別区の統一保険料方式というものに従って改定をしているものでございます。

3番のその他といたしましては、国による国民健康保険制度の改正について、令和2年度の税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、必要な改正を行うものでございます。

以上が諮問の内容でございます。

続きまして、資料1から6を用いまして、今ご説明いたしました諮問の内容について、1つずつ、細かく見てまいりたいと思います。

資料1をご覧ください。

資料1でございますが、こちら、令和2年度特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応についてということで、保険料率につきましては、特別区で統一保険料率というものを定めております。文京区もその特別区の統一保険料率に基づき、算定をしているところでございます。

賦課割合につきましては、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分につきましては、こちら記載の数値のとおり、介護分だけが昨年度から変更することとなっております。

また、その下の段の賦課限度額につきまして、先ほど申し上げたとおり、基礎分と介護分が増加され、基礎分が2万円増の63万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が1万円増で17万円ということで、合計で99万円ということになります。

保険料率につきましては、先ほど申し上げたとおり、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分について、記載のと通りの料率に改定をいたします。なお、均等割額は、基礎分と介護分が据え置きで、変更なしとなっております。

資料1の最後となりますが、条例減額につきましては、こちら記載のとおりでございますが、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分において、それぞれ均等割について、所得に応じて7割、5割、2割減額するものでございます。

次に、資料2をご覧ください。

先ほど特別区で統一の保険料を設定しているというお話をさせていただきましたが、その特別区での国民健康保険基準料率の設定についてですが、まず、1番といたしまして、令和2年度基準保険料率算定における基本的な考え方ということで、こちらは、国から示された確定係数及び1月に東京都がその確定係数に基づいて示した納付金と標準保険料率を踏まえて、特別区として算定を行い、先月の2月14日に開催されました特別区長会総会において了承をいただいた事項でございます。

内容といたしましては、法定外繰入の解消、または縮減、特別区の激変緩和措置ということ

で、こちらは平成30年度国保制度改正への対応として、昨年度にお示しした内容と同じ内容となります。

賦課総額の考え方といたしましては、制度上、保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度につきましては、そのうち納付金分を94%として算定をし、以後、6年間の激変緩和措置期間をめぐり、この割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を、平成29年度区長会において定めたところでございます。

これにのっとりまして、令和2年度につきましては、30年度の94%、31年度は95%といておりますので、昨年度より1%引き上げ、納付金分の96%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消、または縮減に向け取り組んでいくとしたものでございます。

特別区の激変緩和措置ということで、今回、96%を賦課総額といたしまして、残りの4%分をこの特別区の激変緩和措置がされているということになりますが、具体的な額で申しますと、こちらに記載のとおり、合計でおよそ120億円程度の激変緩和措置がされているところでございます。

賦課割合につきましては、平成30年度の制度改正によりまして、全国の水準を50対50として、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされております。その結果、特別区におきましては、令和2年度の賦課割合を58対42とされております。そのため、基礎分、後期支援金分につきましては、原則のとおり、所得割58対均等割42とするものでございます。また、介護納付金分につきましては、段階的に58対42に移行するとされておまして、令和2年度につきましては、均等割額を据え置き、57対43の割合としたものでございます。

裏面をご覧ください。

こちら、保険料算定をめぐる状況でございます。

①一般被保険者でございますが、特別区として196万1,580人ということで、前年度比6万9,881人、3.44%の減というところでございます。

②国保の事業費納付金につきましては、記載のとおりの額を見込んでおります。

それから、③といたしまして、先ほど申し上げました特別区の激変緩和措置額を約121億円と見込んでおります。その結果、賦課総額については、こちらの記載の額となっております。

③被保険者1人当たりの旧ただし書き所得につきましては、前年度までの保険料算定時に採用した所得額伸び率の見込みから0.5%の増を見込んで算定をしております。

以上の経緯によりまして、以下の3番に記載のとおり、令和2年度基準保険料率につきまし

ては、基礎分・後期高齢者支援金分、それから、介護納付金分につきまして、こちら記載のとおりの内容とさせていただきますと考えております。

続きまして、資料3をご覧ください。

こちら、特別区の国保における保険料率等の推移ということで、平成28年度から今回の令和2年度の案、いわゆる5年分を掲載させていただいております。

こちらご覧いただきますとお分かりのとおり、平成31年度と比較をしたときに、まず、上の表は、基礎分と後期高齢者支援金分を合わせたものでございますが、こちらにつきましては、金額にして1,028円、率にして0.82%の増。下の表の介護納付金分につきましては、額にして2,400円、率にして7.15%の増ということで、全て合わせますと3,428円の増というような内容となっております。

今回は、基礎分の所得割率が対前年度比で減となっており、これは、広域化の始まった平成30年度に都に納めた納付金において98億円の剰余金が発生し、この分を各区市町村の納付金算定の際に差し引いていることが、大きく影響しているものでございます。また、介護分は増となっておりますが、介護保険制度において、高齢化に伴い介護の給付費の増が見込まれておりまして、それに伴い、40歳から65歳未満の現役世代から介護保険料として徴収すべき国の係数が上がったことにより、都への納付金が増加したことが大きな要因でございます。

続きまして、資料4でございます。

A3で折り込んでいるものですが、こちらは、特別区のほうで算出をいたしました、収入別・世帯構成別のモデルケースによる試算ということになってございます。

様々な世帯構成、所得の状況がございますので、この5つで、当然全てを表せるものではありませんが、あくまでもモデルケースということで、ご参考までにご用意をさせていただいたものでございます。

それぞれ表の一番下のところに、対前年度比ということで指数が書かれております。こちらをご覧くださいますと、一番左のほうに、年収100万円、または153万円という辺りでございますが、この所得の低い方々につきましては、前年度比で見ますと1.011というような数字で、ほかの階層と比べますと、若干上がっているというような状況でございます。

こちらは、今回、所得割率が昨年と比べて減った一方で、均等割額については、昨年度より据え置き、または上昇しているという状況によるものでございますが、昨年度のモデルケースで1.024という数値になっておりますので、昨年度の状況よりは、低所得者の方への影響が小さくなっているものと捉えているところでございます。

それから、次が資料5でございます。

A4の縦の資料でございますが、こちらは、国の確定係数により都が示す文京区の算定結果についてということで、平成30年度からの制度改正によりまして、東京都が財政運営の責任主体となり、各区から東京都に対して納付金を納める納付金制度がスタートしております。その納付金の金額などをお示ししたものでございますが、1番目の納付金額の比較ということで、納付金は約69億円となっておりますが、平成31年度の昨年度と比較いたしますと、金額にして、医療分のところは約6,351万円の減、それから、後期支援分のところは約2,743万円、介護納付金分につきましては3,148万円ほどの増ということで、トータルといたしますと459万円の減額ということになっております。

納付金について、1人当たりの保険料率、保険料額に割り返してみたところが、2番目の表でございます。医療分、後期支援分、介護納付金分それぞれでございますが、納付金全体は減っておりますが、被保険者数の減少の影響により上昇しているという状況でございます。

3番目の標準保険料率の比較ということで、こちらも31年度と令和2年度を並べて記載をしております。

また、2番目と3番目の欄外に※印で書かせていただいておりますが、こちら、数値につきましては、法定外一般会計繰入を行わないものとして算定したものであるということ、また、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なるということで、その点だけはお含みおきくださいますようお願いいたします。

実際、この都の示しているこの保険料率、標準保険料率を用いますと、一般会計からの繰入をなくして、保険料の収入だけで賄えますというようなもので都が示しているものでございますけれども、実際の数値につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、この標準保険料率より低い値になっております。その分については、一般会計からの繰入をして補填をしているという形になります。

次に、資料6をご覧ください。

こちら、国による国民健康保険制度の改正についてということで、政令の改正の内容についてお示しをしております。

1つ目が、基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直しということで、先ほどからご説明している内容でございます。基礎賦課額に係る賦課限度額を、現行の61万円から63万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を、現行16万円から17万円に引き上げるものでございます。

2つ目といたしまして、均等割の減額の対象となる所得の基準について、①、②のとおりとする。①については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。また、2割減額につきましては、現行51万円を52万円に引き上げるものでございます。

3番目につきましては、高額療養費制度等における非自発的失業者の所得判定基準についての見直しということで、非自発的失業者の方々については、特例対象被保険者といたしまして減額の措置がされておりますが、それについても、今回の(2)の改正と同様に見直しを図るというものでございます。

こちらの内容が、もう一枚めくっていただきますと、2枚目のA4の横の資料、資料6参考資料、こちらに図示されてございます。こちらでご覧いただいたほうが、内容としては分かりやすいかと思えます。

下の2の制度の内容というところで、こちら、グラフで示されているものでございます。

保険料額と所得額を縦軸、横軸にとったグラフでございまして、今回、軽減の判定所得の見直しを行ったことによって、仮に今年度と全く同じ所得の方でも、来年度からはこの軽減の対象になる可能性があるということで、若干額を広げたことによりまして、そういう方も出てくる可能性がございまして、その改正について、5割軽減の方、また2割軽減の方について改正をしているところで、こちらが低所得者への配慮の部分となっております。

また、賦課限度額の見直しということで、基礎分と介護分の賦課限度額を上げたことにより、この見直しに関する効果といたしましては、こちらに記載のとおり、中間所得層といわれる方々の被保険者の負担に配慮した見直しがされているということになります。その結果、今回所得割率が下がったというところにつながっていることとございますが、グラフで見ますと、この下の矢印があるかと思いますが、この下の矢印あたりの三角の部分と、その右側に上の矢印があるかと思いますが、その部分が同じ額で、この分が高所得者層に移りましたというような図になってございます。所得額が高い方に多く負担をお願いし、中間所得層への負担を減らすという効果がございまして。

大変長くなりましたが、諮問についてのご説明は以上でございます。

## 1 1 審議事項質疑応答

○白石会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明を受けましたので、ご質問、ご意見等がありましたら、どうぞご発言のほど、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

○白石会長

関川委員。

○関川委員

今、ご説明がありました。

剰余金等が出たということで、保険料、あと激変緩和措置等があったりして、大幅な値上げがされるのが抑えられたということですが、やはり、そのような措置が取られていたとしても、低所得の方のところに負担がいつているというのは、紛れもない事実でありまして、保険料もまた上がる、それから均等割も、国保を引き上げている要因が、昔の人頭税と同じで、均等割ということで600円上がるということでは、なかなか大変な制度だなというふうに思っています。

お聞きしたいのは、今回剰余金98億円がたまたま出たということですが、これがなかったらどのくらい上がったのかということと、それから、都道府県化になって、121億円の激変緩和と、それから国と東京都で79億円を出して、保険料を上げないようにしているということがありますが、あと3年後にはそれがなくなるということになるわけですが、その激変緩和の部分がなくなったときに、どのくらい保険料が上がるのかということと、それから、今、被保険者、文京区で4万人ちょっと超えていますけれども、保険料は毎年値上げがされていて、保険料を払う率が上がっているかというふうに思うんですが、医療の給付費については若干、この「文京の国保」を見ますと下がる状況になっていますけれども、この辺のところでは、どのようにお考えなのかということと、それから、まとめて聞いちゃいますが、年齢別の滞納世帯というのが、この「文京の国保」を見ますと、30年度段階で5,269世帯となっていて、20歳代と30歳代が1,000を超えて滞納しているというようなことで、今、資格証の発行が1,100ぐらいになっていますが、やはり若い人たちのところで、フリーターや非正規が増えているということで、国保にお入りになっているんでしょうけれども、こういうところで、やっぱり滞納の方が増えているというのは、いざ病気になったときに、窓口に行って10割



を払わなければならないというような、こういう状況になっているかというふうに思うんですが、被保険者に対して、やはり文京区は1,100世帯を超えて資格証が発行されているということは、やはり数的には私は多いというふうに思うんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○白石会長

大武国保年金課長。

○大武国保年金課長

まずは、1点目、激変緩和措置に関してでございますが、まず、98億円の剰余金に対し、もしこれがなくなった場合、どれだけ影響があるのかというご質問かと思いますが、こちら、1人当たり保険料が約3,300円の増となる見込みでございます。また、国と都の激変緩和措置でございますが、こちら、今年度特別区といたしましては23.4億円激変緩和措置が図られてございますので、こちらで約1,100円の影響がございます。

激変緩和措置としては、あと特別区独自の激変緩和措置でございますが、先ほどご説明したとおり約120億円ありますので、この分については、約7,000円の影響があると見込んでいます。

また、2つ目の質問でございますが、医療費、保険給付費などについてでございますが、まず、直近の平成30年度の数値で申し上げますと、療養諸費でございますが、こちらは135.6億円で、前年度が136.5億円でございますので、1%程度減となっております。

逆に、1人当たりの医療費を見させていただきますと、平成30年度が30万9,600円程度でございますが、平成29年が30万4,493円で、こちら、1.7%の増となっております。療養諸費、いわゆる医療費が下がっているにもかかわらず、1人当たりの医療費が上がっているのは、先ほどお話のあった被保険者の数が毎年1,000人程度ずつ減少しているということで、医療費の減よりも、それを上回る割合で被保険者の数が減少しているという要因でございます。

最後に、滞納世帯等についてのご質問でございますが、こちら、委員ご指摘のとおり、平成30年度の滞納世帯数は5,269世帯で、20歳代が1,699世帯で32.2%、30歳代は1,075世帯で20.4%となっております。ただ、資格証の発行全体で約1,000世帯でございますが、その世帯、20代が一番滞納世帯としては多い状況でございますが、資格証の発行世帯としては111世帯、いわゆる10%程度ですので、滞納世帯とは若干違う傾向があるのかなと感じているところでございます。

○白石会長

ありがとうございました。

関川委員。

○関川委員

ありがとうございました。

いずれにしても、この激変緩和が入るのがあと数年ということ、それがなくなると7,000円の値上げになるということでは、大変な保険料の負担になるということになるわけですが。ですので、今回は98億円のたまたま剰余金が出たということで、保険料大幅に引き上げになりませんでしたけれども、やっぱり毎年値上げになっていて、若い人たちのところで滞納が増えているというのも、やっぱり保険料が高くて払えないという背景があるというふうに思いますので、その辺のところでは、今、全国知事会が、国のほうで3,400億円は出していますけれども、保守の皆さんの集まりである全国知事会が、1兆円の負担で均等割を引き下げていくというようなことで国に要望していますけれども、ぜひ文京区としても、そういう要求をきちっと国に上げていただきたいということと、医療給付費については、大きくはあれですけれども、ジェネリックを使う等々のことで医療費が少しずつ減っているということで、保険者のところでは努力をしていますけれども、それだけではなかなかこの問題は解決しないというふうに思いますので、ぜひその辺のところでは、国や東京都に激変緩和を続けていくように要望していただきたいのと、区としても、一般会計から入れているのを将来的になくすというふうにおっしゃっていますけれども、ぜひこれを続けていただきたいということですね。この間、平成19年から文京区は1人あたりで10万円国保料が値上げをされているというような、こういう状況になっていますので、ぜひその辺のところでは、資格証の人が1,000を超えるという、こういう状況の中で、国保制度が安定的に運営できるように、ぜひ区としても努力していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

今回の値上げについては、共産党は承服できないということを申し上げておきます。

○白石会長

大武国保年金課長

○大武国保年金課長

ご指摘ありがとうございます。

特別区といたしましても、特に文京区といたしましても、医療費の適正化と、被保険者の保険料の負担を引き下げるような方向で努力を引き続きしていきたいと考えているとともに、特別区といたしましても、国に対して、保険者のさらなる財政支援と被保険者への保険料軽減策の拡充、また東京都に対しては、この広域化によりまして国保財政の責任主体となっていると

いうところもございますので、その点においても、特に低所得者への保険料の負担が軽減できるような拡充策については、引き続き要望していきたいと考えてございます。

○白石会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ある方。

田中委員。

○田中委員

ご説明ありがとうございました。

当初から広域化に入らなかった区が3つあるわけですけれども、その3区も同じような道をたどっているのか。もし下がったところがあれば、それは、その理由も伺っておきたいということと、あと、広域に入っているところのメリットというものを、お伺いしておきたいと思えます。

○白石会長

大武国保年金課長。

○大武国保年金課長

まず、23区の特別統一保険料方式でございますが、実際は、委員ご指摘のとおり、今20区が入ってございまして、広域化が始まった30年度から、3区、千代田区、中野区、江戸川区、こちらの3区が、独自の算定方法により保険料を算定してございます。

まず、千代田区の状況でございますが、こちら、所得水準が高いということで、事業費を超えて徴収する可能性があるということで、所得割率等を下げているところでございます。また、中野区においては、均等割を下げているという対応をしております、最後に江戸川区でございしますが、こちらは、逆に激変緩和措置期間、これよりも早い法定外繰入の解消を目指すというところで、統一保険料率よりも高い設定ということで、3者3様の設定をされているように聞いてございます。

それぞれ上がっている、下がっている等ございますが、中野区においては、基礎分と支援金分でございますと、対前年度費463円の減となっておりますが、千代田、江戸川区においては、ともに保険料それぞれ、1,471円の増と、江戸川区が3,990円の増となっているところでございます。

広域化のメリットでございますが、基本的には、国のまず広域化の方針がございまして、この広域化によって、東京都が財政の責任主体となっただけというところがございます。

今まで各区市町村ごとに補助金等が算定してございましたが、この広域化によりまして、交付金、納付金制度に変わりました、必要な保険給付費、こちらは都が全て捻出いただけるという形になってございます。そのため、医療費不足等によって備えるために、一定の法定外繰入を多く見込まなければいけないというようなところも想定されるところでございますが、ここについては、都のほうで全て賄っていただけるということで、こちらの、その点において、メリットを感じているところでございます。

○白石会長

田中委員。

○田中委員

中野区が若干均等割で下がっているわけですけれども、そこはいかがでしょうか。

○白石会長

国保年金課長。

○大武国保年金課長

中野区のほうでございますが、こちら、まず、均等割が、対前年が、基礎分でございますが、3万7,800円が3万7,500円となっております。また、支援金分のほうが、こちらは、均等割は据え置きでございます。

○白石会長

田中委員。

○田中委員

興味があるところは、下がったということですね。そこ、何か要因があるはずですから。

○白石会長

要因について、国保年金課長。

○大武国保年金課長

中野区のほうにおいては、保険料を算定するに当たっては、負担をする所得割率と均等割率の賦課割合について独自の設定、いわゆる国が示している平均的な基準が50対50なんですが、特別区は58対42でございますが、中野区はそれよりも若干、所得割の率のほうを上げているということの要因によって、均等割を下げているという状況でございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございました。

○白石会長

ほかにご質問のある方。

沢田委員。

○沢田委員

ありがとうございます。

まず、加入者数の推移について伺います。

「文京の国保」の統計データの中に、16ページには加入者数の推移、あと、17ページには年齢別の被保険者数がありますが、加入者数は連続で減少、また、年齢階層別では、若年層を含む複数のピークがある傾向が見てとれますが、年齢階層別の加入者数の推移についてもデータをお持ちでしたら、近年の傾向と、あとその背景となる社会情勢の変化だけで構いませんので、教えてください。

併せて伺います。

収納率についてですが、全国的に都市部では収納率が低いと言われますが、反面、収納率を上げれば、保険料率を上げる必要は弱まると思います。本区の収納率の現状や、近年の滞納世帯数の推移は、先ほど関川委員の質疑でお答えをいただきましたが、全国的な若年早期退職者の増加や、あと就業形態の変化によって、若年層の加入者が増えている一方で、加入率や収納率は若い人ほど低い傾向があると言われます。

本区の若年層の加入率や収納率の推移、そして、これも背景となる社会情勢の変化など、ご存じの範囲で構いませんので、教えてください。

○白石会長

それだけでいいですか。

○沢田委員

もう一点あるんです。

○白石会長

じゃ、もう一点聞いてください。

○沢田委員

もう一点、これに関してなんですけれども、若年層については、日頃保険の給付を受けていない方が多いこともあって、納付意識が乏しいものと思います。また、国保の財政制度が極めて複雑で分かりにくいことや、世代間の不公平感が、若年層の納付意識をさらに低下させて、収納率に悪影響を及ぼしているとも思われます。

若年層の収納率を向上するには、若年層に向けた啓発活動や世代間の公平性についての合意

形成が必要と思いますが、国や都、本区において、何かPRや工夫などがもしあれば、お聞かせください。

○白石会長

それでは、国保年金課長。

○大武国保年金課長

まず、世代構成のところでございますが、具体的な細かい数字は持っていないんですが、毎年被保険者の数が1,000人程度減少してございます。それで、その要因としましては、社会保険の適用拡大の要因とともに、少子高齢化がいられているところがございます。いわゆる、後期高齢者の保険制度に入る方よりも、新たに若い世代等の加入される数が少ないという傾向がございますので、減少しているというところがございます。

また、収納率についてでございますが、まず文京区の収納率は、平成30年度88.6%程度でございます。現在、収納率の向上に向けて、まさに委員ご指摘のとおり、法定外繰入を減らす上では、先ほどの特別区の激変緩和措置を1%ずつ減らすという取組とともに、また、収納率の向上、こちらが重要になってくると思いますので、引き続き公平感の担保が必要になってくると思いますので、一生懸命苦しくても納めていただいている方もいらっしゃる現状がございますので、同じように期限内納付のための取組を進めていきたいと考えてございます。

また、最後に、滞納世帯の状況のところでございますけれども、こちら、先ほど申し上げたとおり、20代、30代の世帯の滞納率が約50%ということで高い状況でございますが、ただ、資格証の状況、出ているところは約10%ということで、比較的若い方に対しても、滞納世帯があったとしても、努力して納めていただいている傾向はございます。ただ、実際には、文京区の特徴としましては、全国的には、先ほど委員おっしゃっていただいたとおり、保険給付を受けない、いわゆる病院に行かれない若い方にとっては、納付意識が乏しいということは全国的にいられているところがございますが、文京区においては、あと付け加えさせていただくと、留学生が多いというところも、理由としてはあるかと思えます。

そのような点で、やはり外国人の方に対する納付率の向上ということで、来年度、東京都と一緒に、今広域化になったもう一つの、先ほどちょっとメリットとして申し上げなかったんですが、事務の効率化、または標準化を進めているところがございます。その事務の標準化として、都と区市町村で力を合わせて、外国人の方への、滞納者への多言語化の文書をつくったりとか、そういった取組と一緒に検討していきましょうというものが、来年度、実務者会議で実施する予定となっております。

このような取組を進めまして、引き続き収納率の向上には努めていきたいと考えてございます。

○白石会長

沢田委員。

○沢田委員

ご丁寧なご説明、ありがとうございます。

医療費の増加と保険料負担能力の低下という国保制度の根本的な構造上の問題は、国が大規模な公費投入を行わない限りは解決しないものと考えます。この点では、区から都への移行は必然と思いますが、現在の広域化は、地域差の点では中途半端とも思います。先ほど、若年層、特に20代、30代の滞納世帯が50%というお話があったんですが、社会保障として、特に医療のセーフティネットとして国保制度の在り方を考えると、応益負担よりも応能負担、特に所得割により大きな比重を置くべきであり、被保険者数に応じて一律に課税される均等割は、やはり軽減すべきと思います。また、保険料の増大を止めるためであれば、法定外繰入の継続も必要と考えますので、今回の諮問内容には賛成できません。

○白石会長

ご意見賜りました。

ほかにご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、ここでお諮りをさせていただきたいと思います。

本日、諮問を受けました文京区国民健康保険の保険料率等の改定につきましては、ご説明のとおり原案を了承してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 1 2 国保料率改定案の了承

○白石会長

それでは、文京区国民健康保険の保険料率等の改定につきましては、本協議会で審議いたしました結果、原案を了承することと決定させていただきます。

なお、区長への答申文につきましては、私にご一任をお願いいたします。

### 1 3 報告事項の説明、質疑応答

○白石会長

次に、報告事項に入ります。

特定健康診査等の実施状況について、及び国保財政健全化計画について、事務局より説明をお願いいたします。

大武国保年金課長。

○大武国保年金課長

それでは、まず、資料7をご覧ください。

こちらに基づきまして、特定健診等の実施状況について、ご報告をさせていただきます。

こちら、1番目が第1期ということで、平成20年度から24年度の実施の状況、それから、2番目といたしまして、第2期の計画に基づく実施状況ということで、29年度の実績までを掲載してございます。また、裏面を見ていただきますと、3番として、第3期の計画に基づく実施状況ということで、こちら、平成30年度から令和5年度までの目標値、そして、実績値としては平成30年度のものが入っているものでございます。

こちら、ご覧いただきますと、30年度につきましては、特定健康診査の実施率が44.8%で、ここ数年横ばいといった状況でありまして、それから、2つ目の特定保健指導につきましては22.7%ということで、前年の16.8%から約6%アップしている状況でございます。

こちらは、この数字だけを見ると、なかなか分かりにくいところかと思いますが、ほかの区との比較というお話をさせていただきますと、実は、この特定健診については、44.8%という数字は、23区の中で8番目の数字でございます。去年は9番目でしたので、順位が1つ上がった状況ですけれども、1番の区が葛飾区でございますが、それでも51.1%ということで、50%を超えているのはこの葛飾区のみということで、特別区平均で42.5%で、どの区も工夫しながら受診勧奨を行っていますが、少し伸び悩んでいるという状況かと思えます。

また、特定保健指導については、こちら、文京区は、順位でいうと23区で2位ということで、こちら昨年の3位から1つ順位を上げているところでございます。特別区の平均が14.3%ということで、こちらの特定保健指導は、引き続き実施率の向上に努めていきたいと考えてございます。

区としても、その下の(3)にありますように、受診率の向上の取組といたしまして、平成31年度におきましては、これまでも未受診者に対しまして受診勧奨のはがきをお送りしており



ますが、一般的なご案内にとどまらず、各個人の健康意識を高めていただくために、おのおの方の過去3年間の検診結果というものをグラフで示しておりまして、それに対するアドバイス等も掲載しているということで、個人に訴えかけるような内容ではがきをお送りしているところでございます。例年10月に送っていたところでございますが、今年度は少し前倒しして、8月に2万6,000件ほど送っている状況でございます。

それから、特定保健指導につきましては、実施日時の弾力化、それから保健サービスセンター一本郷支所での初回面談の実施等により、利便性を高める取組をさせていただくとともに、また、電話による利用勧奨等も含めて取組を進めているところでございますので、こちらも事業者と、どうやったら率を上げることができるかということを検討、相談しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、(4)として、今年度から事業を開始した糖尿病性腎症重症化予防でございます。

こちらの事業は、医師会の先生方と既に3回程度検討会を実施し、事業を進めております。

まず、実施内容については、服薬の有無に応じて、服薬なしの方には医療機関への受診勧奨を、服薬ありの方には、かかりつけ医と連携して保健指導を行うものでございます。

対象者の抽出基準は、イに記載のとおりでございますが、医療機関の受診勧奨対象者が123名、また保健指導対象者は205名の、合計で328名が特定健診の結果から対象となっております。今年度は28名の方が事業に申込みをいただきまして、2名の方が途中辞退となっておりますが、26名に保健指導を実施しているところでございます。

なお、来年度も事業を継続し、今年度保健指導を受けていただいた方にも引き続きフォローアップを行う予定で、来年度の事業についても、医師会の先生方と3回程度検討会を開催して、事業の充実に努めていきたいと考えてございます。

続きまして、本日席上配付、右上に「席上配付」という資料がA4横のものがございます。こちら、国保財政健全化計画書となっておりますが、お手元にありますでしょうか。

この計画は、「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等」について、国から市町村に対して通知がございました。赤字削減の解消のための基本方針、具体的な取組内容、目標年次、そして、年次ごとの計画、いわゆる赤字の削減予定額を内容とする、赤字削減・解消計画を定めることが求められてございます。

以前、基本方針、具体的な取組内容について、昨年運営協議会に提示させていただいておりましたが、このたび、定量的といえますか、具体的な赤字の削減等についても位置付けさせていただいているところでございます。

こちら、赤字とは、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の額などでございますが、主な赤字の要因といたしましては、先ほどご説明いたしました、特別区の独自の激変緩和措置、また保険料の収納不足となっております。

解消すべき赤字は、平成30年度の当初予算における法定外繰入の金額で、こちらの資料でございますと、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、②の赤字削減計画の中の赤字削減解消のための基本方針の（１）に記載された、約３億円となっておりますけれども、この金額を、国の激変緩和措置期間、令和５年度までに解消を目指すものでございます。そのためには、毎年約６、１００万円程度の削減が必要となります。

赤字解消のための具体的な取組内容は、②の先ほどの基本方針の右側の欄に記載のとおりでございますが、１つ目が、先ほどご説明した収納率の向上、また、医療費適正化の施策の推進、また保険者努力支援制度の活用、そして、４番目として適正な保険料率の設定でございます。特に、医療費の適正化といたしましては、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるために、被保険者への差額通知のほかに、来年度は調剤薬局に切替促進通知をお送りして、さらに推進していきたいと考えているところでございます。

こちらの年度別の赤字削減予定額は、あくまでも目標値となっております。今後の特別区独自の激変緩和措置の考え方や、その時々、被保険者の保険料の負担状況を踏まえ、見直しの必要性が生じれば、改めて検討していきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○白石会長

ご説明をさせていただきました。

ご質問のある方ございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤（章）委員

佐藤と申します。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今の健全化計画の関係ですけれども、具体的なところに、収納率の向上のところ、納付の利便性の向上と書いてありますけれども、これは、具体的にはどういったことを取り組んでいかれるのか、そこら辺を教えてくださいというのと、あと、ジェネリック医薬品の使用率の差額通知を出されているということだったんですけれども、例えば、その差額通知を出されて、その効果はどれぐらい昨年度あったのか、そうい

ったところを教えてくださいたいと思います。

あと、収納率の向上のところの滞納処分のところに、滞納処分を適切に行うというふうに書いてありますけれども、実際に、今まで滞納処分を実施した実績があるのかどうか、どれほどあるのか、もしあるとすれば、こういった世帯を対象としてやられているのか、恐らく一律ではないと思いますので、そこら辺を少し教えてくださいたいと思います。

○白石会長

国保年金課長。

○大武国保年金課長

ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の収納の利便性の向上といたしましては、来年度は、スマートフォンを活用した利便性の向上ということで、LINE Payにより納付ができるように対応したいと考えてございます。

また、2番目の、ジェネリックの差額通知の効果でございますが、こちら、平成30年4月の状況でございますと、切替率、国のほうで今年の9月までに80%以上という目標があるんですが、若干そこまではいきませんが、30年4月においては58.8%で、31年4月が直近で把握している数字でございますが、こちら、65.8%というところで、10%までは上がっていませんが、一定の効果が出ていると認識してございます。

最後に、滞納処分、こちら、差押えの件数を申し上げさせていただきますと、平成30年度は108件、金額にいたしまして7,000万程度を対象として差押えをさせていただいてございます。対象は主に預金ということで、先ほど基準というところもありましたが、1年以上滞納が続いている世帯で、一定金額を超えている世帯に対して、こちらから納付の相談等をしていただけるようにご連絡してもなかなか応じていただけない方を対象に、差押えの処分をさせていただいてございます。

○白石会長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

ほかにはいらっしゃらないようなので、報告事項につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。

#### 14 その他

○白石会長

そのほかとしまして、事務局から何かあればお願いいたします。

○大武国保年金課長

ございません。

#### 15 協議会終了

○白石会長

それでは、全ての議事が終了いたしましたので、これをもちまして、本日の協議会を閉会をさせていただきますと思います。

ご協力のほど、ありがとうございました。